

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、これを取り消し、南保健所の〇〇病院医療事故対応について（覚え）（以下「本件記録」という。）を異議申立人の開示請求に係る保有個人情報として特定し、改めて、開示の決定をすべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成23年 4月11日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、異議申立人の母に関する次に掲げる行政文書に記録された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 〇〇病院（以下「本件病院」という。）で発生した平成21年〇月〇日の医療事故（以下「本件事故」という。）について、名古屋市健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）の誰が、いつ知ったかについて分かる文書（以下「本件請求情報①」という。）

(2) 本件病院の第一次の事故報告書（以下「病院作成メモ」という。）の存在について、保健医療課の誰が、いつ知ったかについて分かる文書（以下「本件請求情報②」という。）

(3) 保健医療課の誰が病院作成メモを最初に受け取ったかが分かる文書（以下「本件請求情報③」という。）

(4) 保健医療課は、本件事故を知った時、何か対応したかが分かる文書（以下「本件請求情報④」という。）

2 平成23年 4月25日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求情報①から本件請求情報④までが存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 6月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成22年〇月〇日、保健医療課の医療安全相談を担当する職員に対し、本件事故について通報した。市民からの通報があったわけであるから、本件請求情報①及び本件請求情報④が存在するはずである。

(2) 担当職員から、当時の名古屋市南区南保健所長が病院作成メモを受領したと報告を受けている。したがって、本件請求情報②が記載された記録が存在するはずである。

(3) 保健医療課に対し、南保健所の対応に関する苦情のみではなく、本件事故の内容についても詳細に説明をし、「一次報告書には、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が記載されており、再利用は禁忌とされているはずであるので添付文書を確認の上、保健所として何か対応する予定があるか返答されたい。」と伝えている。したがって、担当職員が名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）に対して、事実関係の確認等の対応を行った内容も記録に残っているはずである。

保健医療課は、通報の内容が南保健所の対応についてであると判断したため、相談記録票に残さなかったと主張しているが、その判断が正当である根拠はない。本件開示請求に係る内容が記載された文書が存在しないということは、医療事故の通報をしても、保健医療課は記録に残さないことになる。記録に残さなかったことが事実であれば、大きな過失である。

(4) 保健医療課は、病院作成メモは本件病院が南保健所に渡した書類であると弁明意見書で述べており、南保健所の職員が病院作成メモを受け取ったことを認めている。したがって、本件請求情報③は存在しているはずである。

また、保健医療課は、実施機関宛ての文書は受領者名を記録しないと述べているため、南保健所から病院作成メモが送付されていたとしても、保健医療課は病院作成メモを受け取った職員を特定できないことになる。職員を特定できなければ、本件病院が南保健所に病院作成メモを渡した証拠がないことになる。

(5) 保健所は、病院から再度の報告があれば、以前の報告書は破棄する対応をしているが、なぜ破棄する必要があるのか、誰がいつ破棄したのか、弁明意見書では述べられていない。保健医療課は、南保健所が病院作成メモを破棄した理由については関与しないと読み取れる。

しかし、病院が事故報告書を保健所に提出しているのであれば、保健所から事故報告書を提出させることが保健医療課の職務のはずである。保健医療課は保健所と連動しておらず、保健医療課の医療監視業務は存在しないと言えるため、廃止した方が市民のためになる。

(6) 保健医療課に本件事故について通報し、病院作成メモを南保健所が受領しているという連絡を保健医療課から受けている。これらの経緯から見ても、常識的に考えて、本件請求情報①から本件請求情報④までは存在しているはずである。

(7) 弁明意見書で言及されている「市民の声」における質問は、本件開示請求とは全く関係ない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 事故報告書は、医療機関で発生した医療事故について、医療機関から提供された情報をもとに保健所において作成し、保健医療課に報告するものであり、事故の概要、医療機関における事後の対応、原因究明及び防止等の取組み並びに保健所の対応及び指導等が記載されている。

本件開示請求における病院作成メモとは、本件病院が作成し、平成21年〇月〇日に南保健所に渡した文書を指している。

2 通常、保健医療課が医療事故の発生を知る端緒となるのは、保健所からの報告の他、市民等から医療安全相談としてなされる通報等である。医療安全相談としての通報の場合、その内容等を相談記録票に記載している。

本件の場合、保健医療課が本件事故について知ったのは、異議申立人の代理人である弁護士（以下「本件弁護士」という。）から保健医療課への通報（以下「本件通報」という。）があった平成22年〇月〇日である。しかし、この時の主訴は、病院の対応ではなく、南保健所の対応についてであったため、医療安全相談ではないと判断したことから、その内容等を相談記録票に記載していない。

したがって、本件請求情報①、本件請求情報②及び本件請求情報④は、本

件開示請求の時点では存在しない。

3 上記 1で述べたとおり、病院作成メモは、本件病院が南保健所に渡した文書であることから、南保健所の職員が受け取ったことになる。

ただし、実施機関宛ての文書は、組織に対して提出されるものであって、職員個人宛てに提出されるものではなく、争訟関係書類等、收受日時が権利の得喪に関係がある一部のもの以外は、受領者を記録する取扱いとはなっていない。

また、病院作成メモは、その後、本件病院から同年 5月に再度報告があったことから、南保健所において廃棄されており、保健医療課にその写しが送付された事実もない。

したがって、本件請求情報③は存在しない。

4 異議申立人は、名古屋市が実施している「市民の声」制度により、平成23年〇月〇日付けで、「本件事故をどのような方法で事故であったと確認し、南保健所との連携はどのように行ったか、説明を求める。」との内容で質問をしたため、保健医療課において、異議申立人に対して回答している。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求情報①から本件請求情報④までが存在するか否かが争点となっている。

2 本件事故について

当審議会の調査によると、本件事故について、次の事実が認められる。

- (1) 平成21年〇月〇日、本件病院において本件事故が発生した。
- (2) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査を行った。その際、南保健所は本件病院から病院作成メモを收受した。
- (3) 平成22年〇月〇日、保健医療課は本件通報を受けた。
- (4) 保健医療課の職員は、本件通報があった月日及びその内容、保健医療課が南保健所へ確認及び指導した内容並びに病院作成メモが南保健所に提出されている旨の南保健所からの報告内容等を記載した本件記録を作成した。

(5) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院から事故報告書（様式15）（以下「病院作成報告書」という。）を收受し、病院作成メモは廃棄した。

(6) 平成23年 4月 1日、人事異動に伴い、本件開示請求当時の担当主査が、本件通報当時の担当主査から本件記録を引き継いだ。

(7) 同月11日、異議申立人は、本件開示請求を行った。

(8) 同年〇月〇日、南保健所は、南保健所の対応及び指導等が記載された事故報告書（以下「保健所作成報告書」という。）を保健医療課に提出した。

3 医療事故の報告について

本市においては、名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領（平成21年 8月21日健康福祉局健康部保健医療課長決裁）に基づき、医療機関内において重大な管理上の事故等が生じた場合、保健所は、当該医療機関からの聞き取り内容等について事故報告書（様式15）により保健医療課へ報告することとなっている。

4 名古屋市医療安全相談窓口について

(1) 名古屋市医療安全相談窓口（以下「相談窓口」という。）は、医療に関する患者、家族等からの苦情及び相談等への対応、医療機関からの相談等への対応並びに医療機関への情報提供及び指導をその業務内容として、保健医療課に設置されているものである。

相談窓口では、電話又は面接により、医療機関等への苦情、要望及び問い合わせ並びに医療に関する不安等に基づく相談を受け付けている。電話相談については、保健医療課の担当主査、担当主事及び医療安全相談員を中心として、保健医療課地域医療係の職員が適宜協力して対応している。

(2) 電話相談及び面接相談に際しては、受付日時、対応職員名、相談者氏名等、患者氏名等、対象機関等、相談の種類、相談の概要及び処理内容等を受付用記録票及び医療安全相談記録票（以下これらを「相談記録票等」という。）に記録することとしている。

5 本件請求情報①及び本件請求情報④について

(1) 保健医療課が医療事故の発生を知る端緒となるのは、通常、保健所から事故報告書（様式15）の提出があった場合及び市民等から相談窓口に通報

があった場合である。

南保健所は、本件通報後の平成23年〇月〇日に保健所作成報告書を保健医療課へ提出していることから、保健医療課が本件事故について了知したのは、保健医療課の職員が本件通報を受けた平成22年〇月〇日であると認められる。そして、同日、本件事故について了知した保健医療課は、南保健所に対し、本件事故についての確認及び指導を行っていることが認められる。

(2) まず、本件通報は、相談窓口が設置されている保健医療課に対して行われたものであることから、本件請求情報①及び本件請求情報④に該当する相談記録票等が存在するか否かについて判断する。

ア 相談記録票等は、受付日時、対応職員名及び処理内容を記載することになっていることから、本件通報が医療安全相談である場合、本件請求情報①及び本件請求情報④が記載されている相談記録票等が作成されていることになる。

イ しかし、保健医療課は、本件通報の主訴は病院の対応についての苦情ではなく、南保健所の対応に関する苦情であり、本件通報の内容は医療安全相談ではないと判断したため、本件記録を作成したものの、本件通報に係る相談記録票等を作成していない。

ウ したがって、本件請求情報①及び本件請求情報④が記載されている相談記録票等は存在していないと認められる。

(3) 次に、当審議会の調査によると、保健医療課は本件通報に関して本件記録を作成していることから、本件記録が本件請求情報①及び本件請求情報④に該当するか否かを検討する。

ア 条例第18条第1項では、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、保有個人情報とは、条例第2条第2号ただし書で、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第2条第2号に規定する行政文書に記録されているものに限ると規定されている。

イ 行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

ウ そこで、本件記録が、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書か否かについて判断する。

本件記録は、保健医療課の職員が、本件通報の内容及び本件通報を受けて南保健所の職員とやり取りをした内容を記載したものであることから、実施機関の職員が職務上作成した文書であると認められる。

エ 次に、本件記録が、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものか否かについて判断する。

(ア) 実施機関は、本件記録については、担当職員が個人的な備忘録として作成及び保管しているものであり、保健医療課において供覧等を行われていないと主張している。

(イ) しかし、本件記録は、その作成の経緯や記載内容に鑑み、単なる南保健所の対応に対する苦情の記録ではなく、実質的に相談記録票等に比すべきものであることから、担当職員の個人的な便宜のためにのみ作成されているとは認められない。

(ウ) また、当審議会の調査によると、本件記録は、本件開示請求当時の担当主査が本件通報当時の担当主査から引き継いで保管していることが認められる。

(エ) さらに、本件通報が本件弁護士からのものであることを考慮すれば、本件事故に関して、異議申立人と本件病院との間に紛争が生じている蓋然性が高く、医療安全相談及び医療監視を担当する保健医療課は、南保健所と連携して、本件病院への聞き取り調査、現場確認等の対応を必要に応じて行わなければならないことから、本件記録は、担当職員限りで自由に廃棄するか否かを決め得る性質のものではないと考えられる。

(オ) 以上のことを総合的に考慮すれば、本件記録は、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものであると認められる。

オ したがって、本件記録は本件請求情報①及び本件請求情報④に該当することから、これを特定することが妥当である。

(4) 次に、本件記録が条例第20条第 1項各号に該当するか否かを判断する。

ア 本件記録の内容は、本件通報内容及びそれに対する回答の内容並びに本件事故に関する保健医療課と南保健所とのやり取りの内容を記載したものであることから、非開示とすべき情報が含まれているとは認められない。

イ したがって、本件記録は、条例第20条第 1項各号のいずれにも該当しないと認められる。

(5) 以上のことから、本件記録を、本件請求情報①及び本件請求情報④に該当する行政文書として開示すべきである。

なお、本件記録には本件通報の月日及び曜日の記載はあるが、本件通報を受けた職員の氏名は記載されておらず、本件請求情報①のうち、本件事故を誰が知ったかについて分かる文書は存在しないと認められる。

6 本件請求情報②について

(1) 当審議会の調査によると、保健医療課が病院作成メモの存在を了知したのは、平成22年〇月〇日であると認められる。

(2) 本件記録には、同日の南保健所からの報告内容として、本件病院への立入検査時に病院作成メモの提出を受けている旨の記載がある。したがって、本件記録を本件請求情報②に該当する行政文書として開示すべきである。

なお、本件記録には、南保健所からの報告を受けた職員の氏名は記載されておらず、本件請求情報②のうち、病院作成メモの存在を誰が知ったかについて分かる文書は存在しないと認められる。

7 本件請求情報③について

(1) 本市が本件病院から病院作成メモを受け取ったのは、平成21年〇月〇日の南保健所による定例立入検査の際であることから、病院作成メモは南保健所職員が受領したものであると認められる。しかし、南保健所は、本件病院から平成22年〇月に病院作成報告書の提出があったことから、病院作成メモを廃棄している。

(2) また、本件記録には、同日の南保健所からの報告内容として、南保健所から保健医療課へ病院作成メモをファクシミリで送信する旨の記載がある

が、当審議会が病院作成メモについて保健医療課へ確認したところ、本件開示請求の時点において、保健医療課は病院作成メモを保有していないとのことであった。

(3) 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年 3月31日名古屋市達第20号）は、市に到達した文書については、その到達年月日を確認するために收受印を押さなければならないことを規定しているが、訴訟に関する文書、審査請求その他の不服申立てに関する文書及び債権差押通知書等でその收受の日時が権利の得喪に関係があるものを除き、收受手続を行った者の氏名を記録することは規定していない。

(4) さらに、本件記録にも、病院作成メモを受領した職員名については記載されていない。

(5) 以上のことから、本件請求情報③は存在しないと認められる。

8 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 7月 1日	諮問書の受理
7月 8日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再通知
11月10日	実施機関の弁明意見書を受理
11月14日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月21日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
12月22日	異議申立人が意見陳述の申出を撤回
平成24年 1月11日 (第 162回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成25年 2月 6日 (第 175回審議会)	調査審議

3月 6日 (第 176回審議会)	調査審議
4月12日 (第 177回審議会)	調査審議
6月 3日	答申